

探偵業の業務の適正化に関する法律等の概要

目的 業務の運営の適正と個人の権利利益の保護に資すること

※ 平成19年6月1日施行

- 1 探偵業の開始の届出は探偵業を開始の前日まで
- 2 探偵業の廃止・変更届出は当該事由発生の日から10日以内

都道府県
公安委員会
(警察署経由)

届出

証明書交付

依頼

書面交付等

結果報告

依頼者

探偵業者
(営業所)

実地調査

- ・聞き込み
- ・尾行
- ・張り込み等

特定人
(調査対象)

欠格事由

- 1 成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑の執行終了後5年以内の者等
- 3 最近5年間に営業停止命令等に違反した者
- 4 暴力団員・暴力団員でなくなつてから5年以内の者等

探偵業者に対する主な規制

名義貸しの禁止

契約時の書面交付等

個人の権利利益の侵害の禁止

秘密の保持

従業者への教育

従業者名簿の備付

- 罰則 無届営業 6月以下の懲役
又は30万円以下の罰金 等

「探偵業」とは

他人の依頼を受けて、特定人の所在、行動について実地の調査を行い、その結果を依頼者に報告する業務を行う営業をいう

但し専ら報道機関の依頼を受けてその報道の用に供する目的で行われるものを除く